

「宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金」の交付手続き等の流れについて

	開設前	開設後	
	交付対象事業所の指定申請・指定	投下固定資産等奨励金申請・交付	雇用奨励金申請・交付
時期	事業所開設の30日前まで	開設の翌年4月1日以降	開設日から1年を経過した日(3年まで)
要件等	<ul style="list-style-type: none"> ①ソフトウェア業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、開発拠点又は本社等に該当するもの ②事務業務オフィス(バックオフィス、BPOオフィスなど(コールセンターは除く。)) 	投下固定資産相当額(①～③の合計)が1,000万円(政令市・中核市を除く市町村に開設の場合、150万円)超であること <ul style="list-style-type: none"> ① 開設日の翌年1月1日現在における投下固定資産額(家屋及び償却資産に限る) ② 土地・建物質料の5年分相当額 ③ 設備機器賃料の5年分相当額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年目の要件 開発拠点等: 常時雇用者が5人(政令市・中核市を除く市町村に開設の場合、3人)以上 事務業務オフィス: 雇用者が10人(政令市・中核市を除く市町村に開設の場合、5人)以上 ● 2年目以降の要件 常時雇用者が前年基準日より増となっていること
進出する企業	1. 「奨励金交付対象事業所指定(変更)申請書」(様式第1号)の提出 ※添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書(様式第2号) ・ 企業の概要を明らかにする書類 ・ 事業所の図面 ・ 最近3年分の事業報告書及び決算書 ・ 登記事項証明書及び定款の写し ・ その他県が求めるもの 	2. 「投下固定資産等奨励金交付申請書」(様式第4号)の提出 ※添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日の翌年の1月1日における固定資産評価証明書 ・ 開設日から起算して1年間の土地賃借料、建物質借料、設備機器賃借料にかかる賃貸借契約書の写し 	3. 「雇用奨励金交付申請書」(様式第5号又は様式第8号)の提出 ※添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時雇用者一覧表(様式第6号)または雇用者一覧表(様式第9号) ・ 雇用状況を確認することができる書類 ・ 雇用保険への加入状況を証する書類 ・ その他県が求めるもの
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「奨励金交付対象事業所指定申請書」の受理・審査 ✓ 奨励金交付対象事業所の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「投下固定資産等奨励金交付申請書」の受理・審査 ✓ 投下固定資産等奨励金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「雇用奨励金交付申請書」の受理・審査 ✓ 雇用奨励金の交付

ご注意 奨励金の交付決定日から5年以内に当該事業所の営業を中止、廃止、縮小などの事実が発生した場合は、奨励金の返還を求める場合があります

お問い合わせは 宮城県産業デジタル推進課 まで
 TEL: 022-211-2479 / E-mail: sandigi2@pref.miyagi.lg.jp